

審査基準

平成17年4月1日作成

法令名：道路交通法
根拠条項：第51条の13第1項第1号ロ
処分概要：講習課程修了者と同等以上の技能等を有する者の認定
原権者(委任先)：石川県公安委員会
法令の定め： 確認事務の委託の手續等に関する規則第10条第1項から第3項まで（認定の基準及び手續）
審査基準： <p>道路交通法第51条の13第1項第1号ロの認定の基準は、確認事務の委託の手續等に関する規則第10条第1項に規定されているが、同項の「その技能及び知職を審査して行う」とは、原則として、駐車監視員資格者講習における修了考査と同程度の難易度の考査を実施することにより行うこととする。</p>
標準処理期間：30日間
申請先：石川県警察本部交通部交通指導課又は警察署交通課
問い合わせ先：石川県警察本部交通部交通指導課駐車対策係（電話076-225-0110内線5154）
備考：